

追 加 議 事 日 程 (1)

〔 第 7 回定例会
R 5 . 7 . 20 午後 2 時
狛江市役所 4 階特別会議室 〕

1 審議事項

(1) 議案第 23 号

狛江市運動の習慣化による健康づくり事業実行委員会の設置に関する要綱の一部を改正する要綱

2 報告事項

－事務報告－

(1) 令和 5 年学校保健安全法第 20 条に基づく臨時休業について (4)

(2) 狛江市立学校教職員に対する処分について

議案第 23 号

狛江市運動の習慣化による健康づくり事業実行委員会の設置に関する要綱の一部を改正する要綱

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和5年7月20日

提出者 狛江市教育委員会
教育長 柏原 聖子

提案理由

狛江市運動の習慣化による健康づくり事業実行委員会に関し、事業内容及び企画運営方法を踏まえ委員会の名称等について見直すため、所要の改正を行う。

狛江市運動の習慣化による健康づくり事業実行委員会の設置に関する要綱の一部を改正する要綱（案）

令和5年 月 日
教育委員会要綱第 号

狛江市運動の習慣化による健康づくり事業実行委員会の設置に関する要綱（令和4年教育委員会要綱第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>狛江市運動の習慣化による健康づくり事業 <u>推進</u>委員会の設置に関する要綱</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 運動の習慣化による健康づくりを推進する事業を企画し、また事業の実施状況等を評価・分析し、さらなる事業の推進を図るため、狛江市運動の習慣化による健康づくり事業<u>推進</u>委員会（以下「<u>推進</u>委員会」という。）を設置する。</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第2条 <u>推進</u>委員会は、前条の目的を達成するため、次の事項を所掌する。</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>（組織）</p> <p>第3条 <u>推進</u>委員会は、委員13人以内をもって組織する。</p> <p>2（略）</p> <p>（役員）</p> <p>第4条 <u>推進</u>委員会に次の役員を置く。</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（役員の職務）</p> <p>第6条 委員長は、<u>推進</u>委員会を代表し、会務を総括する。</p> <p>2（略）</p>	<p>狛江市運動の習慣化による健康づくり事業 <u>実行</u>委員会の設置に関する要綱</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 運動の習慣化による健康づくりを推進する事業を企画し、また事業の実施状況等を評価・分析し、さらなる事業の推進を図るため、狛江市運動の習慣化による健康づくり事業<u>実行</u>委員会（以下「<u>実行</u>委員会」という。）を設置する。</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第2条 <u>実行</u>委員会は、前条の目的を達成するため、次の事項を所掌する。</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>（組織）</p> <p>第3条 <u>実行</u>委員会は、委員13人以内をもって組織する。</p> <p>2（略）</p> <p>（役員）</p> <p>第4条 <u>実行</u>委員会に次の役員を置く。</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（役員の職務）</p> <p>第6条 委員長は、<u>実行</u>委員会を代表し、会務を総括する。</p> <p>2（略）</p>

改正後	改正前
<p>(会議)</p> <p>第7条 <u>推進委員会</u>は、委員長が招集し、会議の議長となる。ただし、委員長が認める者の出席を可とする。</p> <p>2 <u>推進委員会</u>は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。</p> <p>3 <u>推進委員会</u>の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(会議)</p> <p>第7条 <u>実行委員会</u>は、委員長が招集し、会議の議長となる。ただし、委員長が認める者の出席を可とする。</p> <p>2 <u>実行委員会</u>は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。</p> <p>3 <u>実行委員会</u>の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。</p> <p>4 (略)</p>
<p>(事務局)</p> <p>第8条 <u>推進委員会</u>の庶務は、<u>社会教育課</u>において<u>処理する。</u></p>	<p>(事務局)</p> <p>第8条 <u>狛江市教育委員会教育部社会教育課内に事務局を設置し、実行委員会の事務を行う。</u></p>
<p>(その他)</p> <p>第9条 この要綱に定めるもののほか、<u>推進委員会</u>の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。</p>	<p>(その他)</p> <p>第9条 この要綱に定めるもののほか、<u>実行委員会</u>の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。</p>

付 則

この要綱は、公布の日から施行する。

令和5年学校保健安全法第20条に基づく臨時休業について(4)

学校保健安全法第20条に基づく臨時休業を下記のとおり実施いたしましたので報告します。

学校名	対象	期間	理由
狛江第一小学校	第2学年1学級	令和5年7月5日から6日まで	インフルエンザ疾患及び体調不良の症状を有する者が複数確認されたため。
狛江第一小学校	第4学年1学級	令和5年7月5日から6日まで	インフルエンザ疾患及び体調不良の症状を有する者が複数確認されたため。
狛江第一小学校	第3学年1学級	令和5年7月11日から12日まで	インフルエンザ疾患及び体調不良の症状を有する者が複数確認されたため。
緑野小学校	第4学年1学級	令和5年7月12日から13日まで	インフルエンザ疾患及び体調不良の症状を有する者が複数確認されたため。